公益社団法人福岡県介護支援専門員協会会員理事候補者選出選挙に関する公示

選挙管理委員会 委員長 縄田 匡

公益社団法人福岡県介護支援専門員協会 定款第23条、役員選出施行規則等の規定に基づき、会員理事候補者 選出選挙に関して次のとおり公示する。

- 1 会員理事の区分と定数
 - (1)会員理事 **23名以内** 内訳 ①支部代表理事 **15名以内** ②県代表理事 **8名以内** 役員選出施行規則(別表)

福岡支部4名 北九州支部4名 筑後支部4名 筑豊支部3名 支部計15名 / 県8名

- (2)外部理事 7名以内
- 2 会員理事の任期

選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。 ただし、再任をさまたげない。

[例:令和7年定期総会開催日の翌日~令和9年定期総会開催日(終結の日)]

- 3 立候補受付開始日及び立候補受付締切日(当該期間の消印有効)立候補受付開始日 令和7年1月6日(月)~立候補受付締切日 令和7年2月3日(月)
- 4 立候補手続きの方法

役員選出施行規則第4条に基づき、所定の様式(立候補届出書、立候補者推薦書)を用いて 選挙管理委員会宛に郵送にて届出を行うものとする。

※所定の様式は本会ホームページ(https://fukuoka-cm.jp/)よりダウンロードして下さい。

① 会員理事候補者選出選挙に立候補する者は、立候補届出書に必要事項を記載の上、推薦書と 併せて選挙管理理委員会に郵送にて送付する。

〒812-0016 福岡市博多区博多駅南 2-9-30 福岡県メディカルセンタービル 2 階 公益社団法人福岡県介護支援専門員協会 選挙管理委員会 宛

- ア 支部代表理事候補者として希望する者は、**別紙「役員選挙一様式2」**を用いる。
- イ 県代表理事候補者として希望する者は、別紙「役員選挙一様式4」を用いる。
- ② ①の所定の様式において立候補者の自署及び捺印のないものは無効とする。
- ③ 立候補者は、3名以上の推薦者から推薦書に必要事項を記載してもらい、立候補届出書と併せて、 選挙管理委員会に郵送にて送付する。
 - ア 支部代表理事候補者として推薦する者は、別紙「役員選挙一様式3」を用いる。
 - イ 県代表理事候補者として推薦する者は、別紙「役員選挙一様式5」を用いる。
- ③の所定の様式において立候補者の自署及び捺印、推薦者の自署及び捺印のないものは無効とする。

5 会員理事候補者の選出時期及び選出方法

(1)選出時期

令和7年3月9日(日)までに立候補者名簿を会員に公表する。選挙による場合には、令和7年3月10日(月)から令和7年3月24日(月)までを投票期間とする。

令和7年5月25日(日)までに選挙結果を含め会員理事候補者の名簿を会員に公表する。

(2)選出方法

- ① 役員選出規則第6条に基づき本会の会員理事候補者の選出方法は立候補制とする。
- ② 立候補者の数が定数と同数の場合、無投票にて会員理事候補者として選出される。
- ③ 立候補者の数が定数に満たない場合は、無投票にて会員理事候補者として選出される。
- ④ 立候補者の数が定数よりも多い場合には、選挙により会員理事候補として選出される。
- ⑤ 立候補者の数が定数に満たない場合、選挙管理委員会は不足する会員理事数を対象に、一定の期間を 定めて一回に限り立候補の再受付を行うことができる。

<詳細については、役員選出施行規則第6条、第10条及び、役員選出事務実施要綱 4、会員理事立候補に 伴う手続きを参照>

6 会員理事の立候補者及び推薦者の資格要件等

本会の正会員は会員理事候補者として立候補できる。立候補する者は役員選出規則及び役員選出施行規則に 基づき公示を行った時点で、次の資格等を必要とする。

- (1)支部代表理事候補者として立候補する者は、立候補する支部に所属していなければならない。
- (2)支部代表理事立候補者は、立候補しようとする支部の正会員3名以上の推薦を必要とする。
- (3)県代表理事立候補者は、正会員3名以上の推薦を必要とする。
- (4)立候補者は、支部代表理事、県代表理事に重複して立候補することはできない。
- (5)推薦者が推薦できる者は支部代表理事、県代表理事の各立候補者1名までとする。
- (6)会員理事立候補者及び推薦者は本会の正会員であって、当該年度及び当該年度前年度分の会費を納めている ことが事務局で確認できていること。
- (7)会員理事立候補者及び推薦者は本会の会費の未納がないこと。
- (8)会員理事立候補者及び推薦者は海外に在住していないこと。
- (9)会員理事立候補者と推薦者を重複することはできない。

本公示は、公益社団法人 福岡県介護支援専門員協会の役員選出規則、役員選出施行規則及び役員選出事務実施要綱に準拠しています。

各規定については、本会ホームページに掲載しています。